

別紙 PTA 規約改定新旧対照表（令和2年9月）

| 新 | 旧 | 改訂趣旨 |
|--|--|---------------|
| <p>第37条（常置委員会の設置と構成） この会の目的を遂行するために必要な調査研究および立案、実施するために専門機関として次の常置委員会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. みまもり委員会 2. けんこう推進委員会 3. イベント委員会 4. 地域こうりゅう委員会 5. P R 委員会 | <p>第37条（常置委員会の設置と構成） この会の目的を遂行するために必要な調査研究および立案、実施するために専門機関として次の常置委員会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. みまもり委員会 2. 総務委員会 3. イベント委員会 4. 地域こうりゅう委員会 5. P R 委員会 | 昨年度までの従来規約に変更 |
| <p>第41条（常置委員会の任務と活動） 2. けんこう推進委員会 児童及び保護者の生活習慣の改善、体力の向上、食育活動等を通して、健康増進を図る。</p> | <p>第41条（常置委員会の任務と活動） 2. 総務委員会 実行委員会会議日程調整、各種配布物作成（PTA新聞を除く）・配布、ベルマーク活動及びPTA会員との連絡を担うなど、役員の業務をフォローし、PTA活動が円滑に行えるように努める。</p> | 同上 |
| <p>3. イベント委員会 児童、教職員及び保護者参加のイベントを企画立案し開催する。</p> | <p>3. イベント委員会 児童、教職員及び保護者参加のイベントを企画立案し開催する。併せて、児童及び保護者の生活習慣の改善、体力の向上、食育活動等を通して、健康増進を図る。</p> | 同上 |